山口県の給与・定員管理等について

7　公営企業職員の状況

（1）工業用水道事業

①職員給与費の状況（決算）

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）5年度の総費用に占める職員給与費比率
6年度	千円 5,851,857	千円 854,894	千円 693,802	% 11.9	% 11.7

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	一人当たり給与費 B/A
6年度	人 74	千円 302,386	千円 88,621	千円 130,154	千円 521,161	千円 7,043

（参考）都道府県平均一人当たり給与費
千円 6,610

（注）1　職員手当には退職給与金を含まない。
2　職員数については、令和７年３月３１日現在の人数である。
3　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和７年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
山　口　県	43.9　歳	334,149　円	573,624　円
団体平均	45.1　歳	352,214　円	549,834　円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

山口県（工業用水道事業）	山　口　県
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,852　千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,815　千円
(6年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 (1.40)　月分　(1.00)　月分	(6年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 (1.40)　月分　(1.00)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　15、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　15、25%

（注）　（　）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和７年４月１日現在）

山口県（工業用水道事業）			山口県		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（退職時特別昇給		）	（退職時特別昇給		）
1人当たり平均支給額	16,806 千円	21,513 千円	1人当たり平均支給額	7,370 千円	22,340 千円

（注）1　山口県（工業用水道事業）の退職手当の１人当たり平均支給額は、過去３年間に退職した職員に支給された平均額である。

2　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違 によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和6年度決算）		477 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		6,534 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
山口県内に在勤する職員	0.1 %	73 人	0.1 %

エ　特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給実績（令和6年度決算）	1,670 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	36,305 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	62.1 %
手当の種類（手当数）	5 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（6年度）決算	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	1,670 千円	日額 480～730円
災害応急作業等手当	右の業務を行った職員	他の地方公共団体に派遣された場合の災害応急作業等		日額 480～730円
危険業務手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務		1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務		日額 650円
感染症防疫等業務手当	右の業務を行った職員	家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務		日額 300～4,000円

オ　時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	29,060　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	461　千円
支給実績(令和5年度決算)	33,119　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	517　千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和７年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異　　同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ　51,000円～130,000円	同	〈手当額〉 33,000～ 130,000円	7,692　千円	769,200 円
扶養手当	(1) 配偶者:6,500円 （行政職給料表8級　3,500円） （行政職給料表9級　支給しない） (2) 満22歳年度末までの子:10,000円 (3) その他の扶養親族:6,500円 （行政職給料表8級　3,500円） （行政職給料表9級　支給しない）	同		10,576　千円	229,915 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		3,953　千円	263,507 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		－	－
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が70,000円超 → 70,000円を超える額の2分の1に70,000円を加算した額 【自動車等使用(自転車を除く)】 通勤距離が2㎞以上4㎞未満の場合2,000円、以下距離に応じて加算 (最高支給限度額:通勤距離が98㎞以上の場合54,500円)	同		14,962　千円	237,494 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異　同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		364　千円	363,549 円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4～16％	同		－	－
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35％増の額	同		－	－
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25％	同		－	－
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容、時間に応じ4,400～7,400円	同		19,884　千円	662,793 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 ＜週休日等＞ 勤務1回につき4,000～12,000円 （6時間超勤務:150/100 を乗じた額） ＜週休日等以外の日(午後10時から午前5時)＞ 勤務1回につき2,000～6,000円	同		9　千円	8,500 円
在宅勤務等手当	住宅等において在宅勤務等を中心とした働き方を3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対し支給 →月額3,000円	同			

（２）電気事業

①職員給与費の状況（決算）

区　分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考）4年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
6年度	2,133,877	445,072	386,317	18.1	27.0

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
6年度	42	171,230	52,183	73,355	296,768	7,066

（参考）都道府県平均一人当たり給与費
千円
6,972

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。

２　職員数については、令和７年３月３１日現在の人数である。

３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和７年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
山　口　県	43.0　歳	378,208　円	611,752　円
団　体　平　均	46.1　歳	367,766　円	579,434　円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

山口県（電気事業）	山口県
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,887　千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,815　千円
(4年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 (1.40)　月分　(1.00)　月分	(4年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.50　月分　2.10　月分 (1.40)　月分　(1.00)　月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　15、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　15、25%

（注）　(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和７年４月１日現在）

山口県（電気事業）			山口県		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.270750　月分	勤続25年	28.0395月分	33.270750　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続35年	39.7575月分	47.709　月分
最高限度	47.7090　月分	47.709　月分	最高限度	47.709月分	47.709　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(退職時特別昇給		)	(退職時特別昇給		)
1人当たり平均支給額	14,267　千円	22,036　千円	1人当たり平均支給額	7,370　千円	22,340　千円

（注）　1　山口県（電気事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去３年間に退職した職員に支給された平均額である。
2　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和７年４月１日現在）

支給実績(令和6年度決算)			274 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			6,520　円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
山口県内に在勤する職員	0.1　%	42　人	0.1　%

エ　特殊勤務手当（令和７年４月１日現在）

支給実績(令和5年度決算)	632　千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	25,289　　円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	59.5　%
手当の種類(手当数)	5　種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度)決算	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	632 千円	日額 480～730円
災害応急作業等手当	右の業務を行った職員	他の地方公共団体に派遣された場合の災害応急作業等		日額 480～730円
危険業務手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務		1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務		日額 650円
感染症防疫等業務手当	右の業務を行った職員	家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務		日額 300～4,000円

オ　時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	14,575　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	416　千円
支給実績(令和5年度決算)	12,997　千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	371　千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ　その他の手当（令和７年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異　同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ　51,000円～130,000円	異	〈手当額〉 33,000～ 130,000円	5,580　千円	797,143 円
扶養手当	(1) 配偶者:3,000円 (行政職給料表8級以上　支給しない) (2) 満22歳年度末までの子:11,500円 (3) その他の扶養親族:6,500円 (行政職給料表8級　3,500円) (行政職給料表9級　支給しない)	同		5,929　千円	312,062 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異　同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 （最高支給限度額は27,000円） 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		3,418　千円	284,874 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		－	－
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が150,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 （最も経済的かつ合理的なもの） (2) 1箇月当たりの運賃の額が150,000円超 → 1箇月当たり150,000円を上限に支給 【自動車等使用（自転車を除く）】 通勤距離が2km以上4km未満の場合2,000円、以下距離に応じて加算 （最高支給限度額：通勤距離が98km以上の場合54,500円）	同		8,101　千円	238,275 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対し支給 → 基礎額30,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高70,000円を加算	同		－	－
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給	同		－	－
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35％増の額	同		－	－
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25％	同		－	－
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容、時間に応じ4,400～7,400円	同		12,717　千円	635,845 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 ＜週休日等＞ 　勤務1回につき4,000～12,000円 （6時間超勤務：150/100 を乗じた額） ＜週休日等以外の日（午後10時から午前5時）＞ 　勤務1回につき2,000～6,000円	同		－	－
在宅勤務等手当	住宅等において在宅勤務等を中心とした働き方を3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対し支給 →月額3,000円	同			